

学校法人日本工業大学 カスタマー・ハラスメントに対する基本方針

令和8年7月1日
学校法人日本工業大学

学校法人日本工業大学（以下「本法人」といいます。）は、「広く世界の発展と調和に貢献する先進的人材の育成」を基本理念として、教育プログラムの向上と学修支援の充実、教育研究組織の整備に努力を重ね、学生、生徒やその保証人、保護者等の皆さまの信頼や期待に応えるよう努めております。

一方で、ご意見やご要望等要求、言動の中には、教職員の人格を否定する言動等、社会通念上許容される範囲を超えた教職員の尊厳を傷つけるものもあり、これらの行為は、教育研究活動の適正な遂行を妨げる、重大な問題と考えております。

本法人は、教職員の基本的人権を尊重し、安全かつ健全な環境の構築に努めるべく、こうした行為に対しては、誠意をもって対応しつつも、毅然とした態度で対応します。

本法人は、教職員の安全と尊厳を守ることを重要な責務と位置づけ、カスタマー・ハラスメントを許容しない姿勢を明確にし、以下の方針に基づき対応します。

【カスタマー・ハラスメントの定義】

本法人では、カスタマー・ハラスメントに該当する行為を、以下のように定義します。

本法人の教職員等以外からの要求・言動のうち、当該申し出・言動の手段・態様が、教育・研究機関である本法人の教職員等の従事する業務の性質その他の事情に照らして、社会通念上許容される範囲を超えるものであって、当該手段・態様により、教職員等の就業環境が害されるもの。

【カスタマー・ハラスメントの行為類型】

カスタマー・ハラスメントに該当する具体的な行為として、以下のようなものが挙げられます。なお、以下は例示であり、これらに限られるという趣旨ではありません。

- (1) 言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの
 - ・そもそも要求に理由がない又は教育研究活動と全く関係のない要求
 - ・契約等により想定している教育研究活動を著しく超える要求
 - ・合理的な理由のない謝罪要求その他対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
 - ・不当な損害賠償要求
 - ・本法人の教職員に関する解雇等の処分の要求
 - ・本法人の業務スペースへの立ち入り、長時間の占拠、不退出、居座り、監禁
- (2) 手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの
 - ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
 - ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
 - ・威圧的な言動
 - ・継続的、執拗な言動
 - ・拘束的な言動（不退出、居座り、監禁）

【カスタマー・ハラスメントへの対応】

カスタマー・ハラスメントには組織として臨み、毅然とした態度で対応することとし、以下の各対応のほか、法令に則り、適切に対応いたします。

カスタマー・ハラスメントに該当すると判断した場合は、ご意見、ご要望に応じかねることがあります。

状況等に鑑み、警察や弁護士等と連携するなど、適切な対応に努めます。

カスタマー・ハラスメント行為を受けた教職員等のケアに努め、適切な対応に努めます。

教職員等がカスタマー・ハラスメントの理解に努め、加害者とならぬよう教育に努めます。

以上